

長野市特別職の職員の給与に関する条例及び長野市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

総務部職員課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市職員等の旅費支給条例が全部改正されるため、特別職の職員及び証人等に係る旅費及び費用弁償についてもこれに準じて措置することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>ア 題名を「長野市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。</p> <p>イ 旅費及び公務旅行に係る費用弁償の種目について定める。</p> <p>ウ 鉄道賃、船賃及び宿泊費の額について定める。</p> <p>エ イ及びウに定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費及び公務旅行に係る費用弁償の額及びその支給方法は、長野市職員等の旅費支給条例の規定の例によるものと定める。</p> <p>(2) 長野市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>ア 法令の規定による証人等に係る日当を廃止する。</p> <p>イ 証人等に支給する実費弁償の額及びその支給方法は、長野市職員等の旅費支給条例の規定の例によるものと定める。</p> <p>(3) 長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部改正（附則第3項関係）</p>
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。
4 審議状況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 11月 5日</p> <p>(2) 庁 議 の 決 定 11月11日</p>

## 長野市職員等の旅費支給条例（案）要綱

総務部職員課

事 項	説 明
1 改正の理由	<p>公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに市費の適正な支出を図ることを目的として、長野市職員等の旅費支給条例の全部を改正するもの</p>
2 条例（案）の 内 容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給するものと定める。</p> <p>(2) 職員又は職員以外の者が、本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給するものと定める。</p> <p style="text-align: right;">(以上第3条関係)</p> <p>(3) 旅行命令及び旅行依頼について定める（第4条関係）</p> <p>(4) 旅費の計算方法について定める（第6条関係）。</p> <p>(5) 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費（以下「鉄道賃等」という。）とするものと定める（第8条関係）。</p> <p>(6) 鉄道賃等の支給額について定める（第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条関係）。</p> <p>(7) 在勤地内旅行の旅費について定める（第19条関係）。</p> <p>(8) 退職者等の旅費について定める（第20条関係）。</p> <p>(9) 遺族等の旅費について定める（第21条関係）。</p> <p>(10) 外国旅行の旅費について定める（第23条関係）。</p> <p>(11) 旅費の調整について定める（第24条関係）。</p> <p>(12) 旅費の支給額の上限について定める（第25条関係）。</p> <p>(13) 旅費の返納について定める（第27条関係）。</p> <p>(14) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正（附則第6項関係）</p> <p>(15) 長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第7項関係）</p> <p>(16) 長野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正（附則第8項関係）</p>

3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。	
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定	11月 5日
	(2) 庁議の決定	11月11日

長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する  
 条例等の一部を改正する条例（案）要綱

保健福祉部障害福祉課  
 こども未来部こども政策課  
 こども未来部子育て家庭福祉課  
 こども未来部保育・幼稚園課

事 項	説 明
1 改正の理由	<p>指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等を条例で定めるに当たり参酌すべきこと等とされる厚生労働省令等で定める基準の一部が改正されたため、それぞれの条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するもの</p>
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正（第1条関係）        児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係る指定児童発達支援事業者等が、通所している障害児に対し、母子保健法に規定する健康診査を行った場合には、通常健康診断の全部又は一部を行わないことができるものとする特例を加える。</p> <p>(2) 長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正（第2条関係）        特定教育・保育施設等のうち、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の職員に係る虐待等の禁止の規定について、所要の条文整備を行う。</p> <p>(3) 長野市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正（第3条関係）        幼稚園型認定こども園の職員について、(2)と同様の改正を行う。</p> <p>(4) 長野市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（第4条関係）        幼保連携型認定こども園の職員について、(2)と同様の改正を行う。</p> <p>(5) 長野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（第5条関係）        家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対して行う健康診断について、(1)と同様の改正を行う。</p> <p>(6) 長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p>

	<p>の一部改正（第6条関係）</p> <p>ア 特定児童福祉施設の長が入所者に対して行う健康診断について、(1)と同様の改正を行う。</p> <p>イ 母子生活支援施設の長及び母子支援員となることができる者に、児童福祉法の規定によるこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加える。</p> <p>(7) 長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例及び長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（第7条関係）</p> <p>児童福祉法の一部改正に伴う所要の条文整備を行う。</p>				
3 施行期日	公布の日から施行する。ただし、(6)イについては、令和8年3月1日から施行する。				
4 審議状況	<table> <tr> <td>(1) 法規審査委員会の決定</td> <td>11月 5日</td> </tr> <tr> <td>(2) 庁議の決定</td> <td>11月11日</td> </tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	11月 5日	(2) 庁議の決定	11月11日
(1) 法規審査委員会の決定	11月 5日				
(2) 庁議の決定	11月11日				

長野市豊野東部地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
 条例（案）要綱

地域・市民生活部豊野支所

事 項	説 明				
1 改正の理由	長野市豊野東部地区集会所を管理する者を指定管理者から市長に変更することに伴い、改正するもの				
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市豊野東部地区集会所の管理を指定管理者に行わせるものとする規定を除く（第3条関係）。</p> <p>(2) 指定管理者の業務に関する規定を除く（第4条関係）。</p>				
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。				
4 審議状況	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 法規審査委員会の決定</td> <td style="text-align: right;">11月 5日</td> </tr> <tr> <td>(2) 庁 議 の 決 定</td> <td style="text-align: right;">11月11日</td> </tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	11月 5日	(2) 庁 議 の 決 定	11月11日
(1) 法規審査委員会の決定	11月 5日				
(2) 庁 議 の 決 定	11月11日				

長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例（案）要綱

企画政策部交通政策課

事 項	説 明
1 改正の理由	小田切地区ほか3地区に新たにA I オンデマンドバスを導入すること及び民間バス路線廃止に係る代替運行を行うことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) デマンド運送（旅客の事前の申込みに応じて、一定の範囲内で定めた路線において旅客を運送することをいう。）を行う長野市有償旅客運送自動車（以下「市バス等」という。）の路線に、小田切・七二会線及び信里・信更線を加える。</p> <p>(2) 小田切・七二会線及び信里・信更線に係る大人（中学生以上の者をいう。以下同じ。）1人当たりの普通旅客運賃を別紙条例（案）のように定める。</p> <p>(3) 定期路線運送（路線を定めて定期的に旅客を運送することをいう。）を行う市バス等の路線に、鬼無里線、新町大原橋線及び高府線（以下「鬼無里線等」という。）を加える。</p> <p>(4) 鬼無里線等の大人1人当たりの普通旅客運賃をそれぞれ次のように定める。</p> <p>ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額</p> <p>イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額</p> <p>ウ 高府線 1,550円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額</p> <p>(5) 小田切・七二会線、信里・信更線及び鬼無里線等に係る運行日を別紙の1のように定める。</p> <p style="text-align: center;">（以上第9条、別表第1、別表第2関係）</p> <p>(6) 小田切・七二会線に係る通学定期券の額を別紙の2のように定める。</p> <p>(7) 信里・信更線に係る通学定期券の額を別紙の3のように定める。</p> <p>(8) 鬼無里線等に係る定期旅客運賃を別紙条例（案）のように定める。</p> <p style="text-align: right;">（以上別表第3関係）</p>

3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。	
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定	11月13日
	(2) 庁議の決定	11月11日

別紙

1 小田切・七二会線、信里・信更線及び鬼無里線等に係る運行日

運行日
月曜日から金曜日まで。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (2) 8月13日から同月16日までの日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 小田切・七二会線に係る通学定期券の額

区分		金額	
乗車する停留所及び降車する停留所のいずれもが小田切地区内又は七二会地区内の停留所である場合	大人	1月	4,800円
		3月	13,680円
		6月	25,920円
	小人	1月	2,400円
		3月	6,840円
		6月	12,960円
乗車する停留所又は降車する停留所の一方が小田切地区内の停留所であり、他の一方が七二会地区内の停留所である場合	大人	1月	9,600円
		3月	27,360円
		6月	51,840円
	小人	1月	4,800円
		3月	13,680円
		6月	25,920円
片道通学定期券		通学定期券の金額に 100分の50を乗じて得た金額	

3 信里・信更線に係る通学定期券の額

区分		金額	
乗車する停留所及び降車する停留所のいずれもが篠ノ井地区内又は信更地区内の停留所である場合	大人	1月	4,800円
		3月	13,680円
		6月	25,920円
	小人	1月	2,400円
		3月	6,840円
		6月	12,960円
乗車する停留所又は降車する停留所の一方が篠ノ井地区区内の停留所であり、他の一方が信更地区内の停留所である場合	大人	1月	9,600円
		3月	27,360円
		6月	51,840円
	小人	1月	4,800円
		3月	13,680円
		6月	25,920円

片道通学定期券	通学定期券の金額に 100分の50を 乗じて得た金額
---------	-------------------------------

## 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

環境部生活環境課

事 項	説 明
1 改正の理由	リサイクル可能なプラスチックごみの範囲を拡大すること並びに長野市廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料を見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) リサイクル可能なプラスチックごみにプラスチック製品（ペットボトルを除く。）を加える（第9条関係）。</p> <p>(2) し尿処理手数料を別紙の1のように改める。</p> <p>(3) し尿処理手数料に、新たに仮設トイレのくみ取りに係る特別加算料を加える。</p> <p>(4) (3) の特別加算料の額は、仮設トイレ1箇所1回のくみ取りにつき 3,200円とするものと定める。</p> <p>(5) 生活雑排水処理手数料を別紙の2のように改める。</p> <p style="text-align: right;">（以上別表第1関係）</p>
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。
4 審議状況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 11月 5日</p> <p>(2) 庁 議 の 決 定 11月11日</p>

別紙

1 し尿処理手数料

区分		改正前	改正後
定額によるもの	基本料（1世帯につき）	1月 68円	1月 75円
	人数割料（1人につき）	1月 446円	1月 497円
	月2回以上くみ取りの場合の加算料（1回につき）	490円	546円
	便槽2箇所以上の場合の加算料（1箇所につき）	342円	381円
従量によるもの	36リットルまでごとに	417円	465円
特別加算料	清掃車から便槽又は浄化槽までのくみ取り可能な最短距離		
	40メートル以上60メートル未満（1回のくみ取りにつき）	342円	381円
	60メートル以上（1回のくみ取りにつき）	472円	526円

備考 定額によるし尿処理手数料の規定は、若穂地区、豊野地区、戸隠地区、鬼無里地区、大岡地区、信州新町地区及び中条地区においては、適用しない。

2 生活雑排水処理手数料（簡易浄化槽の容量別定額（1回の作業につき））

区分	改正前	改正後
100リットル未満	893円	1,078円
100リットル以上 150リットル未満	1,161円	1,402円
150リットル以上 200リットル未満	1,429円	1,725円
200リットル以上	1,429円に50リットルまでごとに268円を加算した額	1,725円に50リットルまでごとに323円を加算した額

## 長野市火災予防条例の一部を改正する条例（案）要綱

消防局予防課

事 項	説 明
1 改正の理由	林野火災（山林、原野等における火災をいう。以下同じ。）の予防を目的として市長が発令する注意報について定めること等に 伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 市長は、気象の状況が林野火災の予防止注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）を発することができるものと定める。 (2) 林野火災注意報が発せられたときは、林野火災注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、この条例で定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないものと定める。 （以上第29条の8関係） (3) 市長は、林野火災の予防を目的として消防法の規定による火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、この条例で定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができるものと定める（第29条の9関係）。
3 施行期日	令和8年1月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 11月 5日 (2) 庁 議 の 決 定 11月11日